

令和2年度第2回秋田県男女共同参画審議会要旨

■日 時

令和2年8月26日（水）13：30～15：30

■場 所

秋田県庁議会棟 大会議室

■出席者

【秋田県男女共同参画審議会委員】

金子委員、木山委員、小泉委員、小玉委員、高橋委員、竹下委員、竹田委員、
長谷部委員、松坂委員、山名委員

【事務局】

信田次世代・女性活躍支援課長、新号次世代・女性活躍支援課政策監ほか関係職員

■議 事

●事務局

会議の成立についてご報告いたします。本日は全委員10名ご出席いただいておりますので、秋田県男女共同参画推進条例第22条第3項の規定により、会議が成立していることをご報告いたします。

それでは議事に移りますが、秋田県男女共同参画推進条例第22条第2項の規定により、会長が審議会の議長になることとなっておりますので、ここからの進行は、山名会長にお願いいたします。

○山名会長

秋田大学の山名と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

第1回の審議会を7月30日に行ったばかりですので、その際に話題になった点についてのご記憶も新しいかと存じます。前回様々ご意見がありました。それを受けて、次期計画骨子案が本日の議題となっております。本日は、前回欠席されておりましたお二人の委員にもご出席いただいておりますので、それぞれの分野からのご意見をお話しいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事に入る前にお諮りします。審議会の会議は原則公開することとなっております。後日作成する会議要旨等についても、委員の皆様のお名前を含めて公表することとなりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは議題に入りたいと思います。

（1）第5次秋田県男女共同参画推進計画（仮称）骨子案について

●事務局

事務局より資料に基づき説明

○山名会長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

○小泉委員

資料1、推進の柱2「健康で明るく安全・安心な暮らしの実現」の施策の方向（1）に「女性に対するあらゆる暴力の根絶」とありますけれども、性犯罪・性暴力は女性だけではなく男性に対してもありますし、今LGBTの問題もあるので、女性という記載を削除しても良いのかなと感じています。施策の方向（2）「生涯を通じた男女の健康づくりへの支援」の方でも、男女と言わなくても、もちろん女性活躍推進法という法律がありますから、女性という言葉は生き残りますし、多分女性がまだまだ活躍できてないところは、女性という言葉を入れていかなければならない施策もあると思うので、そういったところは入れていただいて良いと思うのですけれども、このような健康とか、暴力に関しては女性というものを外しても良いと感じておりますがいかがでしょうか。

●事務局

施策の方向（1）「女性に対するあらゆる暴力の根絶」についてですが、本日お配りしております参考資料の中に、「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」ということで、国が策定する基本計画の概要を示しているものがあります。この中のローマ数字のII「安全・安心な暮らしの実現」の第5分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」ということで、まだまだ女性に対する様々な暴力ととらえられる内容が、非常に多いと認識しております。男性も、もちろん被害がないという訳ではありませんが、国では重点的に看板として出しております。こちらについては、本県も男性がないという訳ではないと思いますが、女性の方がまだまだ多いということで、国にならった形をとり、「女性に対する～」ということで女性に特化した形で記載いたしました。

施策の方向（2）「生涯を通じた男女の健康づくりへの支援」につきましては、委員がおっしゃる通りだと思いますので、今後検討していきたいと思います。

○高橋委員

私も施策の方向（1）「女性に対するあらゆる暴力の根絶」について、同じところが気になっておりましたが、先ほどの説明により、理解したところですが、ただ、男性も女性も性別に関わらず、加害者・被害者になりうるという視点はやはり大切だと思います。

同じく（1）の②「DV防止の普及啓発・学校等における予防教育の充実」に関連しまして、高校の方にデートDV予防教育講座ということで講師としてお伺いした際に、男子生徒から、男性が加害者と受け取れる資料が作られているような感じがしてちょっと嫌だという声も、実際聞こえてきています。資料の作り方とか見せ方において、言葉や文言は生徒たちにとっても、敏感なところであると思いますので、国の流れに応じた県の取組をお願いしたいと思います。

また、男性の立場からですが、第4次計画の主な成果・課題で、三つ目の丸に、男性についての記述がありました。やはり男女共同参画を推進していく上で、女性だけではなくて、男性も主体者の重要な柱の一つであるというところを打ち出していくために、「男性の～」というのをに入れていただけてすごくよかったと思います。

推進の柱1の施策の方向(2)「ワーク・ライフ・バランスの推進」に、②「男性の家事・育児・介護等への参画促進」とあり、男性が主体者の重要な柱であるというのを表していただいている部分もあります。記憶が確かではないのですが、以前、社会生活基本調査の中で、秋田県が男性の家事育児に関わる時間が全国一だった時代があったと記憶しておりますので、そういったところを強く発信し、目玉としていければと思います。

○山名会長

推進の柱2「健康で明るく安全・安心な暮らしの実現」の施策の方向(1)「女性に対するあらゆる暴力の根絶」では、指標が「DV予防教育の実施校数」だけとなっています。予防教育は当然、大切なのですが、資料1の骨子案を見ると、このほかに指標を設定できないのかなと少し思いましたので、検討していただければと思います。

先ほど男性が加害者というイメージを持たれやすいというお話がありましたが、そのような点も、気をつける必要があると思いました。

○長谷部委員

指標についてですが、今回第5次計画に新しい指標がいくつか入っておりますけれども、第4次計画の指標では、達成率が8割に満たない指標が6つ、そのうち第5次計画では廃止されたものもあるようです。この達成率が低かった指標については、第5次計画の中で直接指標としての設定はなくても、意識として、達成しよう、もっと上げていこうという気持ちは当然あるわけですね。

●事務局

第4次計画において、達成率が8割に満たない指標が6つありますけれども、こちらにつきましても、引き続き第5次計画において実施するもの、廃止するものがありますが、例えば第4次計画の指標の34番「市町村女性活躍推進計画策定率」については、昨年度末で68%ですけれども、ここから策定していく予定という市町村もあり、今年度末においてほぼ100%になることから、あえてこの第5次計画の5年間における取組の指標として設定する必要はないものと考えたところです。取り組みの中ではもちろん、各市町村に対し支援していくこととしております。

○金子委員

計画の推進体制の中で、この秋田県男女共同参画審議会やあきた女性の活躍推進会議に報告するとありますので、意見を聞きながら推進していくことになるかと思いますが、具体的に推進する主体が必要かと思います。具体的な推進母体を改めて設置するとか、或いは巻き込むための工夫をどうするかということについては、どのようにお考えなのか詳しく聞きたいなと思いました。

また、推進の柱3「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化」の施策の方向（1）「人権の尊重と理解促進」の「①固定的な性別役割分担意識のさらなる解消に向けた啓発活動の推進」についてですが、性別役割分担意識の解消に向けたさらなる啓発活動の推進になるのか、はっきりしていないニュアンスで受けとめてしまう部分があると思います。今も性別役割分担はあるので、さらに解消するために今まで通り啓発をちゃんとやっていこうとするのか、さらに啓発を進めていきたいと思いますというのか、その辺りの整備が必要ではないかと思いました。

もう一点、同じく推進の柱3の施策の方向（2）「地域における団体や個人の実践活動への支援」の「①住民主体の地域コミュニティ形成に向けた支援」とありますが、多分、住民主体の地域コミュニティというと、市町村の役割が非常に大きいと思います。これに対する支援となっておりますが、この男女共同参画推進計画は県の計画ですから、県が支援するという事なのかもしれませんけれども、このスキームとして、県が市町村に対して支援していくのか、それとも県が直接そういった活動をしている団体に対して支援していくのか、あるいは市町村を経由して支援するのかなというイメージを掴みにくいのですが、その辺についてお話しいただければと思います。

●事務局

推進母体についてですが、資料1の計画の推進体制にある、あきた女性の活躍推進会議が主な推進母体となっております。こちらを中心に展開していきたいと思います。また官民連携、或いは市町村関係団体との連携により、総合的に実施していくこととしております。

推進の柱3の施策の方向（1）「①固定的な性別役割分担意識のさらなる解消に向けた啓発活動の推進」の中で、さらなるということですが、性別役割分担意識として、「男は仕事、女は家庭」という意識の反対意見の割合については、年々反対という意見が増えてきて、今年度の調査結果では6割を超えている状況です。これにつきましては、様々な施策を展開した結果により、こうした意見が現状多くなってきており、特に若い人たちの意見というのは、強くなってきていると感じております。さらなるがどこに掛かるかということですが、もっと反対だという意見が多くなるような、様々な啓発活動を展開してまいりたいと考えております。

施策の方向（2）「①住民主体の地域コミュニティ形成に向けた支援」ですが、こちらの元気ムラの活動の展開や、コミュニティ生活圏の形成というものは、県が直接、市町村と協働して実施しているものです。直接地域に入り込んで、市町村とともに実施している事業であります。その中で、どのような事業を展開するにあたって、今まではどうしても自治会長とか、男性の年配の方が出席されることが多かったのですが、地域の将来を考えていくという内容の中で、女性の参画ですとか、特に将来を担っていく若い女性の参画を促進しているところですので、文頭に大きく男女共同参画という記載はありませんが、そういった実際の活動を通じて、女性の参画を促進していくという内容になっ

ております。

○金子委員

自治会活動という話が出ましたが、私も町内会の役員を務めております。これも社会活動・地域活動だと思いますが、やはり活動に出席するのは男性が多い状況です。そうした中、女性会長も多分いらっしゃって、そういうところから女性が活動の幅を広げていけるということもあると思いますので、例えば資料2の第5次計画の指標の32番「社会活動・地域活動に参加した人の割合」とありますけれども、数値が取りにくい指標になると思いますが、例えば、自治会長や町内会長の女性割合という指標も考えていく必要があるかなと思います。

●事務局

自治会長ですが、秋田県内の女性の自治会長は非常に少なく、その割合は2.1%となっております。数字で言うと合計3,799人の自治会長のうち女性が81人となっております。女性の自治会長、或いはそういった地域のリーダーを育成するための講座等の開催について、今年度から進めているところです。できれば全国平均が5.9%ですので、その数値を目指したいということで既に着手しているところですが、指標につきましては事業の展開状況もございますので、検討させていただきます。

○山名会長

資料2の第5次計画の指標の33番「女性消防団員数」がなぜここに入っているのかなと思ったところです。今の説明をお聞きしていると、地域での女性の参画においては、既存の組織だけではなく、新しい起業など様々な可能性が考えられる中で、なぜこの指標なのかということをお伺いしたいです。

●事務局

女性消防団員数につきましては、第4次計画でも指標という形ではありませんでしたが、団員数を増加させようという取組を進めておりました。県内では女性消防団員数が少しずつではありますが増加している状況ですけれども、国、消防庁の方から、ある一定程度以上の女性消防団員の確保を目標とする通知も出ており、状況が変わってきていることもございまして、やはり今まで少なかったところを増加させていくという目標値を検討し、設定したところです。

○竹下委員

資料2の第5次計画の指標の9番に新規で「積極的に育児をしている父親の割合」とありますが、全部で34の指標がある中で、9番だけがどうやって数値を計るかが明確でないという印象を受けております。ほかの指標は数値化できる割合を指標に掲げておりますが、この積極的に育児をしている父親というのは、具体的にはどのような計り方により数値を出す予定にしているのかお聞かせいただければと思います。

●事務局

この指標につきましては、厚生労働省で実施している乳幼児健診事業による数字を活

用し、乳児健康診査の際のアンケートにおいて、「お子さんのお父さんは育児をしていますか」という問いに対して、よくやっていると回答した割合を指標としていきたいと考えております。

○竹下委員

そうしますと、妻の立場から記入するアンケートなのでしょうか。

●事務局

こちらの指標につきましては、県が策定している第3期すこやかあきた夢っ子プランにおいても指標としているものですが、母子保健関係の事業の一環で行っているアンケート調査でありますので、基本的には母親に対し、お子さんのお父さんは育児をしていますかということに対する回答になります。

○竹田委員

推進の柱2「健康で明るく安全・安心な暮らしの実現」の施策の方向(2)「生涯を通じた男女の健康づくりへの支援」のところで、①から④のすべてに指標が1対1とあります。必ずしも対応しているものではないのかもしれませんが、「②発達段階に応じた学習機会の確保」というのは、先ほどご説明いただいた国の方の参考資料6ページの第7分野「生涯を通じた女性の健康支援」にある、10代から20代の健康教育等の保健の充実を図るというところに対応しているのかなと思ったところです。そうしたときに、これに合う指標が設定されていないのかなと思ひまして、この施策に対応した指標を設定していただく必要があるのか、あるいは他のところで設定されているということであれば、教えていただければと思います。

もう一点は、推進の柱3「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化」の施策の方向(2)「地域における団体や個人の実践活動への支援」の「②国際的視野を持った活動への支援」ですが、これも同じように、指標の方でどのように確認することができるのかなと思ひまして、こちらの方も教えていただければと思います。

●事務局

推進の柱2の施策の方向(2)の「②発達段階に応じた学習機会の確保」については、事業の内容として、学校における性教育等の学習機会を確保するという取り組みをしているところですが、指標としては設定していない状況でございます。また、推進の柱3の施策の方向(2)の「②国際的視野を持った活動への支援」についても、事業の内容として、国際交流団体等の活動支援といった取り組みをしておりますが、これに対する指標も現時点では設定していない状況です。これらの取組については、どのような指標が設定できるかどうかも含めて、研究させていただきたいと思ひます。

○高橋委員

私も先ほどの資料2の第5次計画の指標の9番「積極的に育児をしている父親の割合」に関してですが、母親が回答しているということで、当事者である男性が回答していないとすれば、何か主体的ではないというか、二番手意識、サポーター的な感じがするのかな

と思いました。指標としては、消極的という印象といいますか評価されている男性という感じになっているので、それが果たして数値として生きてくるのかどうかというのが、疑問に思いました。

また、指標の32番「社会活動・地域活動に参加した人の割合」の数値ですけれども、ここは県の年次調査から計れる数値なのかなというところと、年代や地域においてどういった方々が参画できているかというところが、例えばこのワークライフバランスの推進という辺りと、統計的にリンクしてくるかなと思いますので、そういった数値の計り方について、全体一本だけで扱うのか、それとも年代別などそういったところで指標として上げていくのか、その点について計画されている範囲の中で教えていただければと思います。

●事務局

指標の9番「積極的に育児をしている父親の割合」ですが、御意見があったように女性側が回答すると、女性の感じ方のバイアスというのがかかってしまうというところではありますが、なかなかこれに近いようなデータとして統計的に経年比較できるものが現在ない状況です。育児時間でいうと、5年ごとに経年比較できるデータしかないことから、他の計画にも設定している指標を用いながら、まずは現状がどのくらいであるかということを見ていく指標という形で設定しております。

指標の32番「社会活動・地域活動に参加した人の割合」であります。県で毎年行っている県民意識調査の調査項目の一つとなっております。ここでは地域別の算出は難しいものの、年代については、若年層や高齢層に分けて把握することは可能と考えておりますので、具体的な目標値の設定などは、これからまた検討して参りたいと思います。

○木山委員

参考資料の「国の第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」の概要中の第10分野「教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進」に関連した取組として、県内の小・中・高校や教育機関等においてこの内容に関する勉強会を実施したことがありますでしょうか。さらにモデルケースとなる取組等について、生徒たちで話し合い、それを実践した活動をしている学校はあるでしょうか。もしあったとしたら、子供たちの学習における反応はどうだったでしょうか。

●事務局

男女共同参画に関する学習機会について、教育庁総務課では、各学校でどのような具体的な取り組みをしているか、その実践事例までは把握しておりません。

●事務局

次世代・女性活躍支援課では、5年に一度、男女共同参画副読本というものを小学校・中学校・高校向けに作成しております。なお、今後は次期計画の策定に合わせ、その内容について改訂することとしております。その副読本を活用しまして、授業等において男女共同参画に関しての児童・生徒向けの啓発をしている状況です。

○竹田委員

その副読本は、学校に配付されているものでしょうか。それとも、各児童・生徒全員に配布されるものですか。

●事務局

副読本につきましては、一定部数を各学校の方に配布し、授業で活用する際はそれを繰り返して使用し、学校で保管していただくという形でお願いしております。

○竹田委員

その授業で活用された実績はわかりますか。

●事務局

副読本の校種別の活用率は統計を取っております。令和元年度では、小学校 82.4%、中学校 87.2%、高校 65.9%、特別支援学校では 50.0%の活用率となっております。なお、活用している校数については、回答があったところだけということになってしまいますが、小学校 122 校、中学校 75 校、高校 29 校、特別支援学校が 7 校と把握しております。

○山名会長

先ほど木山委員が言われたように、その活用率は確かに大事なことではあると思うのですが、副読本を活用した結果、例えばどういう話し合いがあったかとか、どういう意見が出されたのかというようなことを見ていくことも大事なことと思います。

●事務局

活用率の集計につきましては、各学校にアンケート調査を実施し、回答をいただきますので、学校の先生方の過度な負担にならないよう、アンケートを通じた活用後の状況の問いかけというものについて研究していきたいと思っております。

○小玉委員

資料 1 の推進の柱 1 「あらゆる分野における女性の活躍推進」の施策の方向 (2) 「ワーク・ライフ・バランスの推進」の「②男性の家事・育児・介護等への参画促進」でプレパパを対象とした子育て等を学ぶ講座を開催するということですが、私のもとにお話が寄せられる特にプレママさんたちは、順調なプレママ時代を送っているというよりも、複雑な状況に置かれている方が多いということをお聞きしてしまして、例えば 3 番目の子どもとか初めてではない子どもではあるのですが、何かしら家庭や夫婦感で問題があったり、初めての子どもであっても、予期せぬことであったりとか、今はそんなにハッピーなプレママは多くないなというのがあります。

推進の柱 2 「健康で明るく安全・安心な暮らしの実現」の施策の方向 (3) 「生活上の困難を克服する環境づくりの推進」の「①ひとり親家庭等への支援」については、こちらもちろん充実していただきたいと思うのですが、多分離婚率も増えている中での子育てプレママ講座という役割は、今までとは違ったいろんな意味での夫婦のあり方であったりとか、そういったことも念頭に置いた上で充実した内容になっていただきたいなと思います。あと、もしかしたら介護教室っていうのもあったらいいのかなと、

こちらを拝見して思いました。

推進の柱1の施策の方向(2)の「③多様なライフスタイルの実現」ということで、企業に勤める上では、そういった取り組みを活用すべきことだと思うのですが、やっぱり秋田県だと、季節に応じたいろんな働き方もあると思います。企業に勤めるだけではなくて、自分で起業したり、もしくは漁師になりたいたくても、お金が得られないので継がせられないというお話もある中で、でも漁師になりたい子どもたちがいるときに、そういった農業や漁業など担い手不足になっている現状ですので、何か支援というか推進ができたらと感じております。

推進の柱2の施策の方向(3)「生活上の困難を克服する環境づくりの推進」のところは、母子家庭や若者の自立支援もそうですけれども、高齢者も生活上で困難とされている方もいるのかなと思います。

推進の柱3「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化」の施策の方向(1)「人権の尊重と理解促進」の面でも、例えば、耳の聞こえない方たちが、いろいろな活動されていたりとか、そういった障害のある方が活躍されてるような、様々な方が差別、偏見なく自由に活躍されているというようなことを指標としても読みとれるのかなと思いました。

○松坂委員

いろいろな差別とか家庭の問題がある中で、根底になるのは、経済的な問題が一つ大きいのではないかと思います。全国的に見ても、秋田県は低賃金だと言われて、今回も最低賃金が2円上がりましたが、まだまだ低いという状況であります。今回、男女賃金格差の指数は廃止ということですので、例えば、5人以上の事業所、30人以上の事業所の労働時間や賃金等の県の調査結果を見ると、6割から7割ぐらいが女性の賃金で、やはり3割から4割近く男性よりも低いという実態がずっとあるわけです。やはりこういうのを改善していく必要があることから、いろんな統計を活用しながら進めていただければいいなと思ってます。

秋田県も広いわけで県北・中央・県南にはそれぞれ課題があると思います。やはり地域性があるので、中央ではいいけれども県北で同じやり方というのは通用しない場合があるように見受けられます。地域における町内の活動にしても、すべてのことは人がやることですので、なかなか統一性を図るというわけにはいかない面があるため、その辺を県がリーダーシップをとりながらテーマを発していただいて、各地域で実践してもらい結果を出していければ一番いいかなと思います。

○金子委員

資料2の第5次計画の指標の25番「ころとからだの相談室相談者数」とありますが、素朴な疑問となりますけれども、これは相談者数が多ければいいものでしょうか。啓発すればたくさん相談が寄せられるということが、逆に言うと、そういう悩みを抱えている方々がたくさんいるということもどうなのかなという疑問を持ったもので、お考えを聞きたいなと思いました。

●事務局

ここでは、母子保健のところになりますけれども、妊娠出産について気軽に相談できる「こころとからだの相談室」がございます。少し利用が進んでいないところもありまして、周知を進めていき、そういう悩みを抱えている方達に対応する体制をとりたいということです。

○金子委員

一生懸命、啓発していただいて、利用を促進していただきたいと思います。

もう一つですが、男女共同参画という中で、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識に関する言葉があるわけですが、職業に対する固定的な役割分担意識というのもあると思います。例えば、歯科衛生士では、県内で男性が1人というお話があったわけですが、看護師や保育士もそうですが、逆に言うと女性の職場だと思われたところに男性が勤めているというところも、その性別役割分担の意識を解消することに繋がるのかなと思います。これがせつかく女性が一生懸命頑張っているところに、男性がその領域を侵していくという考え方も、なきにしもあらずと思いますが、例えば男性の看護師、保育士、歯科衛生士とか、どのくらいいるのかというのを、指標として出すというよりも情報として出していただけると、男女共同参画の推進状況というのも見えてくるのかなという気がしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

●事務局

建設分野など、男性職場に女性の割合を増やすことに対する逆のパターンということで、女性職場に男性も均等にというところだと思いますが、数値の把握ですとか指標の関係につきましても、担当部局と相談していききたいと思います。

○木山委員

パートとして働きながら親の介護をしている人がいまして、その方は突然、両親の体調悪化によって働くことができなくなりました。そして、介護保険制度を利用し、施設に入所させたいという希望を持っているのですが、なかなか介護の状況が進まなくて、職場復帰できていません。介護制度については、個人の状況が様々あると思いますが、もう少し支援の基盤というか、スピードアップさせる方法があればいいなと感じています。

●事務局

県では、来年度から3か年で始まる第8期介護保険事業支援計画というものを現在策定中でありまして、2025年度あるいは2040年度を見据えて、介護サービスの基盤確保も含めて検討を進めているところであります。頂いたご意見も参考にしまして、計画を策定していききたいと思います。

○山名会長

確かに、子育てと介護のダブルケアの問題というのは関わってきます。ワークライフバランスもそうですし、先ほどの小玉委員からのご意見の中でもありましたが、様々な状況等にどのくらい寄り添えるかということ、数値目標も大事ですけれども、何か考える余地

はあるのかなと思いました。

○竹田委員

介護のためにお仕事を辞めざるをえなかった、という統計というのはありますでしょうか。

○山名会長

介護離職率ですね。

○竹田委員

お仕事を続けることが困難になったとか、社会参加が困難になったということが、今の計画からすると、マイナス方向に進んでいく話になってしまうこともあるのかなと思いました。そういう意味で、もしそういったデータがあるのであれば、参考になるのかなと思ったところです。

●事務局

今年度、次世代・女性活躍支援課において、育児と介護の両方、ダブルケアしている方達が、何に困っているかとか、どういった支援が必要なのかという、アンケート調査を現在実施中でありまして。標本数は約 2,000 であり、今回初めて実施したものになりますが、結果がまとまりましたら、ご報告させていただきたいと思っております。

○松坂委員

推進の柱 2「健康で明るく安全・安心な暮らしの実現」ということで、私、前回明るくという話をさせていただきました。その中で資料 2 の第 5 次計画の指標の 24 番「健康寿命」ですが、健康寿命というのは、病気にならないとか、お医者さんにかからないというような、そういうことを測る目安のかなあと考えておりますが、健康寿命をどのように考えておられるかを教えていただければと思います。

●事務局

健康寿命ですけれども、皆さんご存知のように、一生のうちで元気に暮らせる期間というのがまず一般的な定義となっております。よって寝たきりになってしまった状態からお亡くなりになるまでは、健康な期間でないという定義で、そこは健康寿命のところから除かれる形になります。平成 28 年度の国の調査では、秋田県の健康寿命は男性が 71.21 歳となっており、寿命が 79.51 歳ですので、その間の開きが 8.30 年あります。よって、健康寿命日本一に向けて、この差をいかに縮めていくかという施策を県において取り組みを進めているところです。ちなみに男性の健康寿命は、この平成 28 年調査では全国最下位という状況でした。

女性に関しましては、平均寿命が 86.38 歳、健康寿命が 74.53 歳となっており、この開きが 11.85 年あります。女性の場合は、その寝たきり等になる健康上の問題点、日常生活が思うようにできない期間というのが、実は長いという問題があります。

平成 30 年の 3 月に県では、「健康秋田いきいきアクションプラン」というものを作成しまして、たばこ対策、食生活、適度な運動をしようという三本柱で、県民総ぐるみの様々

な取り組みをしております。

○長谷部委員

資料2の5次計画の指標の26番「母子家庭の年収240万円以上の世帯の割合」とありますが、月額にすれば20万になります。ここで240万円以上の世帯の割合を増やすというその根拠を教えてくださいたいと思います。

もう一つは、母子家庭のほかに父子家庭ということもあります。父子家庭の場合は、先ほど話題となりましたけれども、男性は女性より給料が高くなるからということもありますが、母子とか父子というところがなければ、ひとり親家庭という指標がとれると思いますがいかがでしょうか。

●事務局

「母子家庭の年収240万円以上の世帯の割合」とした理由は、ひとり親家庭は経済的に困窮している方が多いということで、それを引き上げるということになりますが、父子世帯と母子世帯を比べた場合に、低いのはやはり母子世帯が多い状況です。ひとり親の場合でも父子世帯の方が正規雇用というのが多いことから、かなり所得、収入が高い状況です。母子世帯の場合は、非正規の方が多く収入が低い世帯が多くなっておりまして。そこで、母子家庭の年収240万円以上の世帯の割合を上げるということにしました。240万とした根拠ですけれども、様々な社会福祉施策の中で、住民税非課税世帯というところに一定の基準を設けて、行政上の優遇制度を設けたりしております。例えば保育料の助成についても、住民税非課税世帯ではかなりの保育料を軽減したり、あるいは無償にするなど、この住民税非課税世帯を基準として、あらゆる福祉制度が構築されているという現状があり、行政としても、住民税非課税世帯はそれだけ困窮しているという認識をもっております。なお、住民税非課税世帯というのは収入に直すと、母一人子1人の場合は、約205万前後というような金額になりますが、地域・家庭福祉課において毎年実施しているひとり親世帯に対する収入の調査において、この収入に一番近いのは240万というところになることから、指標においては240万円以上という世帯の割合ということにしております。現状では、80%以上の方が240万未満となっており、逆に言うと、まだ240万以上の世帯というのは、2割に満たないという状況であることから、まずは240万以上の方を2割に上げていく方向で検討したいと考えているところです。

○高橋委員

推進の柱1「あらゆる分野における女性の活躍推進」の施策の方向(4)「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」の「④教育等を通じた女性の人材育成」とありますが、対象が広いのかなと感じました。この項目についての主なターゲットについて確認したいと思います。

●事務局

推進の柱1の施策の方向(4)ですが、当初、委員の方々にお配りした際には①から④までの4つの基本施策でお示ししておりましたが、その後の調整において、④にあった項

目を削除させていただき、教育分野につきましては、推進の柱3「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化」の施策の方向（1）「人権の尊重と理解促進」の「②男女平等など人権の尊重を推進する教育の充実」のところに特化させていただくということで、資料の訂正をさせていただいたところです。

○高橋委員

承知しました。子どもの頃からの教育ということが重要になってくると思いますし、女性も男性も双方が理解し合って取り組みを推進していくという部分かと思いますので、生徒向けであっても、教師向けであっても、その理解促進と取り組みについて、男女双方の視点からお願いできればと思いました。

○山名会長

本日の資料等において、お気づきの点等ありましたら、来週9月4日までに事務局に再度ご連絡をいただければと思います。事務局においては本日の議論を踏まえて、計画の素案策定に向けた作業を進めていただきますようよろしくお願いいたします。それでは、以上をもちまして議事を終了いたします。皆様長時間ありがとうございました。進行を事務局にお戻しします。

●事務局

本日、委員皆様から多方面で活発な議論を頂戴し、ありがとうございました。県においても、この計画を策定するにあたり、やはり我々の目線で策定しているものですから、様々な角度からの意見を頂戴しまして、これを反映させ、ブラッシュアップしていきたいと思います。次回の審議会に向けて、各部局と連携しながら素案の策定に取りかかってまいりますので、ご難儀をおかけしますが、引き続きよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

●事務局

最後に事務局より連絡となりますが、次回の第3回審議会については、11月中旬頃の開催を予定しております。次回は計画の素案についてご審議いただければと考えております。後日、委員皆様のご都合をうかがうため、日程の照会をメール等で実施させていただきますので、よろしくお願いいたします。

ではこれもちまして、令和2年度第2回秋田県男女共同参画審議会を終了いたします。本日は長時間にわたり、誠にありがとうございました。